

生活 バイロット

「押し買い」法律で規制

るため、訪問販売など
の商取引について、事
業者の行為規制と消費
者利益の保護を定めた
「特定商取引に関する
法律(特定商取引法)」
の一部が改正されました。
(改正特商法)では、
「押し買い」が「訪問
購入」として新たな取
引形態に加えられ、2
月21日から施行されま
した。今回の法改正で
は大きな特徴が二つあ
ります。一つは訪問販
売などと同

突然自宅を訪れた知
らない業者に、「いら
ないものがあれば買い
取ります」と言われ、
貴金属を売ってしまう
た。後日、買い取り価
格が相場よりかなり安
いと分かり解約を申し
出たところ、既に転売
してしまったと断られ
るトラブルが全国で発
生しています。このよ
うなトラブルを防止す



様に「クーリングオフ」
ができるようになった
こと。もう一つは「不
正行為規制」として、
「招請勧誘」が禁止され
たことです。

▼クーリングオフ：

自宅などで買取り業
者と売買契約を締結し
た際、業者は販売者で
ある消費者に契約書を
交付しなければなりません。
せん。消費者は、契約
書を受け取った日から
8日間は無条件で契約
を解除することができます。
また、消費者は

▼不招請勧誘の禁止
：不招請勧誘とは、消
費者から買取りに來

てほしいという要請を
受けずに業者が消費者
宅を訪問し、買取りの
勧誘をすることです。
これにより買取り業者
が消費者の承諾なしに突然
自宅を訪問することを防
ぐことを目的としています。

（県消費生活・男女

クーリングオフを適用

頭の事例のように、「ク
ーリングオフしようと
したけど物がない」と
いうようなことを防げ
ます。①自動車(二
輪のものを除く)②大
型家電③家具④書籍⑤
有価証券⑥CD・DV
D類

▼疑問に思つたりト
ラブルが生じた場合
は、できるだけ早く、
住まいの市町村の消費
生活相談窓口やアイ
ネス(県消費生活セ
ンター)に相談くださ
い。

（県消費生活・男女
共同参画プラザ＝アイ
ネス、☎097-53
4-0999＝消費生
活相談電話）